

# 農地中間管理事業

を **活用** しましょう！



農地中間管理機構が間に入って  
農地の貸し借りをを行います。

農地のことでお困りの方は、**農地中間管理機構** にご相談ください！



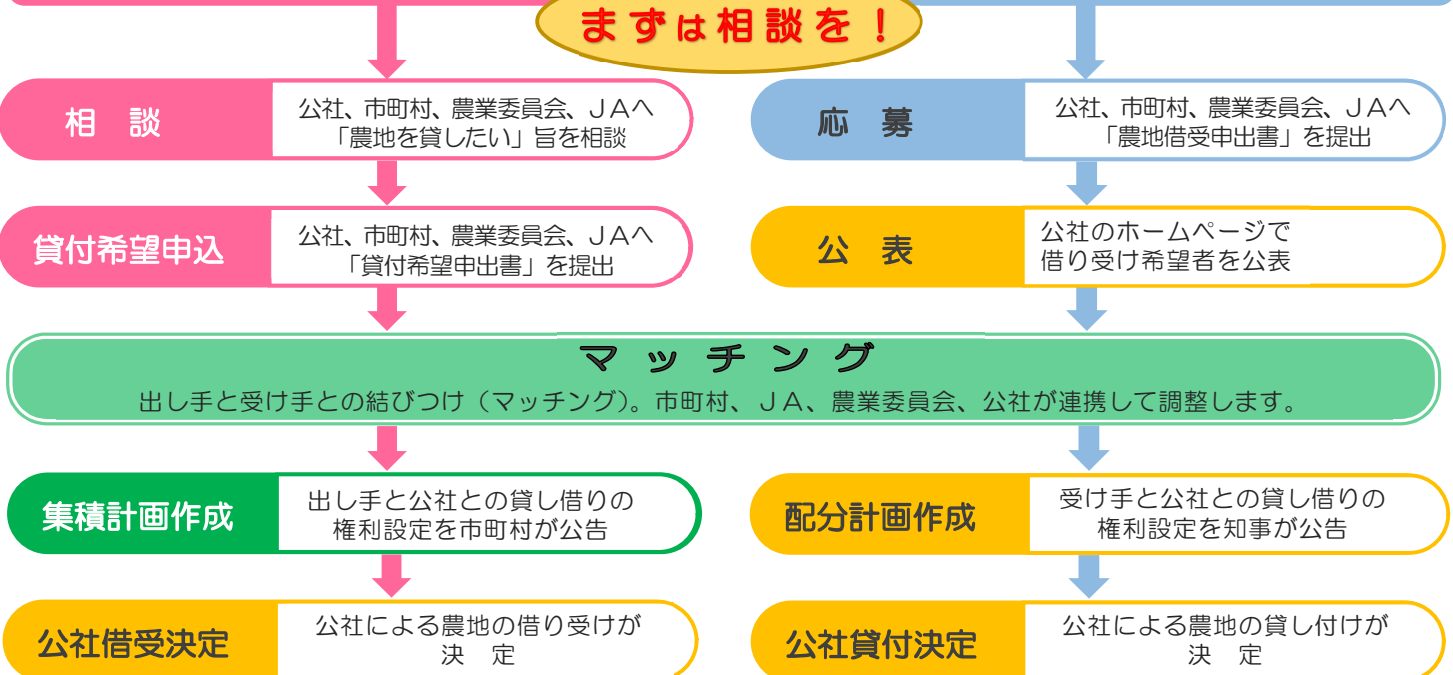
## 出し手のメリット

- ◎ 賃貸借（金納）の場合は  
賃料は機構から確実に支払われます
- ◎ 契約期間終了後、農地は確実に  
お手元に戻ります（更新も可能）
- ◎ 受け手の方が離農されたときも  
機構が1年間は管理し次の相手を探します
- ◎ 受け手が決まった農地は貸付けまで  
機構が管理します
  - \*要件を満たせば協力金がもらえます
  - \*要件を満たせば農地の固定資産税が軽減されます



## 受け手のメリット

- ◎ 出し手が複数でも賃料の支払先は  
機構1ヶ所なので便利です
- ◎ 複数の農地をまとめて借りられる  
ので農作業の効率化が期待できます
- ◎ 出し手農家と個別交渉の必要が  
ありません
- ◎ 長期借りられるので経営が  
安定します



- \* 無償又は賃料の物納も可能です。
- \* 貸借の対象は神奈川県内の市街化区域以外の農地です。
- \* 農地として利用することが困難な農地や受け手を探しても見つからない等の場合は借り受けできないことがあります。
- \* 農地の受け手の方との調整は、公社等が行います。
- \* 令和元年 11 月より、貸し付け借り受けの手続きが簡素化され、貸付決定までの期間が短縮されました。

## 農地売買をお考えのみなさまへ

農業公社では、農地の買い入れと売り渡しも行っています。  
(事業対象は神奈川県の農業振興地域内の農地に限りです。)

<b>便利!</b>	農地法の手続き、登記事務 までの契約で必要な手続きを すべておこないます	<b>安心!</b>	関係機関と査定した 適正価格です	<b>お得!</b>	譲渡所得の特別控除が受けられます (最大 1500 万円) * 農用地区域の指定を受けた農地に限りです
------------	--	------------	---------------------	------------	---

\*手数料は 売る方: 売買価格の4%  
買う方: 売買価格の2%



貸して安心、借りて納得の

# 【農地中間管理機構】 公益社団法人 神奈川県農業公社

詳細につきましては神奈川県農業公社のホームページをご覧ください。下記電話番号までお電話ください。

〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル 10 階  
TEL 045-651-1703 FAX 045-651-1760  
E-mail jimukyoku@k-nk.or.jp

神奈川県農業公社  
http://www.k-nk.or.jp

検索



なお、農地中間管理事業については、お近くの市町村農政担当課での問い合わせをお受けできます。(令和2年7月発行)